

この書面をよくお読みください。

武田塾入会における概要書面

令和 年 月 日

様

1. 事業者の氏名(法人名または個人名)、住所、電話番号、法人にあつては代表者の氏名

武田塾〇〇校
(株式会社△△△)
東京都〇〇区■■■ 〇-〇-〇
電話 03-0000-0000
代表 〇〇〇〇

2. 役務の内容

特訓の方法による大学・高校・中学進学へ向けた受験対策の実施及び成績向上のための補習指導。

なお、特訓とは、指導(当塾による進学に対する全般的なアドバイスのことを指します。また、指導には、講師による特訓も含まれます。)、カウンセリング(原則、当塾についての説明・塾生の学習の進行状況の把握・指導方針の決定・家庭学習のアドバイス等を行うため、塾生と教務で行うものを指します。必要により、科目担当講師も参加するものとしします。)、カリキュラム作成(指導にあたって、どの教材をいつまでに終わらせるべきかの目安を計画することを指します。)、学習相談対応(大学・高校・中学進学へ向けた受験対策に関するお客様からのご相談におこたえすることを指します。)から構成される指導方法を意味します。

また、指導形態およびテストの有無はコースによって異なりますので別添パンフレット『料金のご案内』をご参照ください。

3. 購入が必要な商品がある場合にはその商品名、種類、数量

カリキュラムの進捗状況に合わせて、生徒一人一人に合わせて参考書を指定しますので、書店等でお買い求めください。

なお、一般の書店でお取り扱いのない一部書籍につきましては、校舎経由でご購入いただくことがあります。

4. 役務の対価(権利の販売価格)そのほか支払わなければならない金銭の概算額

別添パンフレット『料金のご案内』のとおり

5. [4]の金銭の支払時期、方法

(1)月謝払い

各校舎指定の口座に振込、自動口座振替にてお支払いいただきます。

[入会時]入会金、模試代、共通指定書籍代および翌月末までの特訓料金の総額を振込にてお支払いいただきます。

[入会翌月 15 日]入会の翌々月分の特訓料金を振込にてお支払いいただきます。

[入会翌々月 20 日]次月特訓料金を自動口座振替にてお支払いいただきます。

(2)まとめ払い

①一括払い

[入会時]入会金、模試代、共通指定書籍代および翌年 2 月末までの特訓料金の総額を振込にてお支払いいただきます。

②二回払い

[入会時]入会金、模試代、共通指定書籍代および 8 月末までの特訓料金の総額を振込にてお支払いいただきます。

[8 月 15 日]9 月～翌年 2 月までの分の特訓料金の総額を振込にてお支払いいただきます。

※(2)①②につきましては、まとめ払いの割引がございます。

a)7 月末日までにお申し込みいただき、翌年 2 月末日までの特訓料金(7 か月分以上)を一括にてお支払いいただく場合は 33,000 円(税込)の割引となります。

b)8 月末日までの特訓料金(3 ヶ月分以上)を一括にてお支払いいただく場合は、総額から 11,000 円(税込)の割引となります。9 月以降の料金については、翌年 2 月末までの特訓料金を 8 月 15 日までに一括でお支払いいただいた場合、同様に総額から 11,000 円(税込)の割引となります。

c)8月1日以降にお申込みいただき、翌年2月末までの特訓料金(3ヶ月分以上)を一括にてお支払いいただく場合、総額から11,000円(税込)の割引となります。

※途中で特訓料金が変わるような特訓内容の変更がある場合には事務手数料として3,300円(税込)を別途お支払いいただきます。

※なお、a~cの割引は、入会後にお支払方法を変更される場合にはお申し出いただいた時期により割引条件に該当しない場合がありますので、校舎にお問い合わせください。

※まとめ払いを選択された方が形式変更の結果、追加料金が発生した場合には、当初のお支払い方法に準じてまとめ払いをしていただきます。(追加料金分のみ月謝払いということはありません)

6. 役務の提供期間

(1)月謝払い：入会日から退会手続きに定める退会日、もしくは当塾より契約終了の告知があるまで

(2)まとめ払い：入会日より_____年2月末日まで

※契約締結日をもって契約成立とし、入会日よりカリキュラム作成、学習相談対応・自習室利用がそれぞれ可能となります。

7. クーリング・オフに関する事項

①. 契約書面を受け取った日から数えて8日間以内であれば、書面により契約の解除(クーリング・オフ)をすることができます。

②. 入塾申込・契約者は、当塾が特定商取引法(以下「法」といいます。)第44条第1項の規定に違反して法第48条第1項の規定による特定継続的役務提供契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより誤認をし、又は当塾が法第44条第3項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによって法第48条第1項の規定による特定継続的役務提供契約の解除を行わなかった場合には、当塾が交付した法第48条第1項の書面を入塾申込・契約者が受領した日から起算して8日を経過するまでは、入塾申込・契約者は書面によって契約を解除することができます。

③. ①及び②に記す契約の解除があった場合、当塾が関連商品の販売又はその代理もしくは媒介を行っているときは、入塾申込・契約者はその関連商品販売契約についても解除することができます。

④. ①乃至③に記す契約の解除は、入塾申込・契約者が契約を解除する旨を記載した書面を発信した時より成立します。

⑤. ①に記す契約の解除については、手数料は不要とし、入塾申込・契約者は損害賠償又は違約金の支払いを請求されることはありません。既に引き渡された関連商品の引取りに要する費用、提供を受けた役務の対価その他の金銭の支払義務はありません。既に代金又は対価の一部又は全部を支払っている場合は、速やかにその全額の返還を受けることができます。

8. 中途解約に関する事項

①. クーリング・オフ期間経過後においても、特定継続的役務提供等契約を解除(中途解約)することができます。前受金をいただいている場合は全額返還するものとします。ただし、次のA・Bの場合に応じ、以下に定める額を超えない範囲で解約損料を請求いたします。

A. 契約の解除が役務提供開始前である場合 1万1千円

B. 契約の解除が役務提供開始後である場合 以下a乃至eの合計額

a 提供された特定継続的役務の対価に相当する額(月単位でお取り扱いいたします)

b 初期費用として1万1千円(ただし再入会者は免除)

c カリキュラム作成・学習相談対応費として3万3千円

d 模試代のうち既に提供済の分に相当する費用

e 当該特定継続的役務提供契約の解除によって通常生ずる損害の額として政令で定める以下の額
2万円または1ヶ月分の授業料に相当する額のいずれか低い額

②. ①に記す契約の解除があった場合、当塾が関連商品の販売又はその代理もしくは媒介を行っているときは、入塾申込・契約者はその関連商品販売契約についても解除することができます。

③. ②に記す契約の解約時に、入塾申込・契約者が当塾に関連商品を返還した場合において、未使用分に相当する前受金がある場合は、当塾は入塾申込・契約者に当該金額を返還するものとします。

④. 当塾の事情変更等に基づく中途解約にあたっては、解約手数料等を徴収しないものとします。

⑤. 返還金のある場合は、退会日の翌月末までに指定の金融機関口座にお振込みして返還するものとします。

9. 関連商品販売契約の解除

本契約を解除する場合、当塾より直接販売した関連商品のうち引き渡しいたしました商品につきましては、以下の費用を請求いたします。

(ア) 当該商品が返還いただいた場合…使用料として当該商品の販売価格の 80%に相当する額

(イ) 当該商品が返還いただかない場合…当該商品の販売価格に相当する額

10. 割賦販売法に基づく抗弁権の接続に関する事項

割賦販売は取り扱っておりません。

11. 前受金の保全に関する事項

前受金の保全措置はとっておりません。

12. 特約があるときは、その内容

特約はありません。

以上